

坂井市立三国病院 身体抑制防止指針

1, 身体抑制防止に関する基本的な考え方

基本的人権や人間の尊厳を守る。

患者の顕在的潜在的能力に着目し、その能力を最大限生かすことができるように努める。自らの意思を適切に表明することが難しい場合は、患者個々に合わせて情報提供や理解を得、本人の意向をくみ取り、その人にとって最善な合意形成となるように心がける。患者を保護し安全を確保する。

また、鎮静を目的にした薬物を使用するときには適正使用をおこなうこと、抑制などで患者の行動を制限する行為は最小化にすることとする。

2, 身体抑制防止に関する管理体制

当院では、身体抑制防止を推進する目的で委員会を設置し、身体抑制防止に係る体制を整える。

- ① 多職種におけるチーム活動をおこなう
- ② 医療安全管理者を配置する
- ③ 身体抑制防止対策を推進するために認知症ケアチーム等と活動をおこなう
- ④ 委員会は毎月1回開催し多職種から構成する（必ず記録する）

3.身体抑制防止に関する基本方針

- ① 院内全体の現状と問題点を把握し、対策について審議し決定する。
- ② 職員研修に関する基本方針

職員に対する就職時の初期研修、終業後定期的におこなう継続研修（1～2回/年）、ラウンド等による指導をおこなう。これらの研修の開催結果、参加実績などを記録、保管する。

- ③ 委員会の内容は、職員全員に周知徹底を図る

附則 令和6年3月1日 施行
令和6年12月 2④追記